

第3章

施策体系と数値目標





第3章 施策体系と数値目標

第1節 基本方針と施策の柱

豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた

●基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行

1.持続可能な地域共生社会づくりの推進

2.農林水産業の振興と持続性の確保

3.環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進

4.環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進

●基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～

1.再生可能エネルギーの導入・転換促進(緩和策)

2.省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進(緩和策)

3.温室効果ガスの排出削減(緩和策)

4.温室効果ガスの吸収源対策(緩和策)

5.気候変動への適応(適応策)

●基本方針3：循環型社会の実現

1.持続可能な消費と生産を考えた取組の推進

2.資源循環利用の推進

●基本方針4：自然共生社会の実現

1.緑地・里山の保全

2.水辺の保全

3.生物多様性の保全

●基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承

1.景観の保全

2.歴史・文化遺産の保護

●基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成

1.大気環境の保全

2.水環境の保全

3.騒音・振動及び悪臭対策

4.化学物質等への対応

5.生活排水対策

目指す環境像を達成するための6の基本方針のもとに、21の基本目標と柱となる施策を示します。

【柱となる施策】

- (1)各主体の情報提供や連携等のネットワークを構築します
- (2)コンパクトシティの推進および公共交通の利用を促進します
- (3)持続可能な地域づくりを推進します
- (4)地域の環境について学びを進めます
- (5)地域における環境の担い手づくりを進めます
- (6)地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

- (1)魅力ある農業を振興します (2)海岸環境の保全に取り組みます

- (1)環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成を進めます

- (1)環境配慮型ビジネススタイルを普及します (2)環境配慮型ライフスタイルを普及します

- (1)再生可能エネルギーの利用を推進します

- (1)省エネルギー、高効率な省エネ機器の導入を進めます

- (1)脱炭素型のまちづくりを推進します

- (1)森林・都市公園等を保全します

- (1)防災・減災に向けた取組を進めます (2)暑熱に対する取組を進めます

- (1)ごみの排出抑制を推進します

- (1)ごみの資源化を推進します (2)ごみの適正処理を推進します

- (1)里地里山を保全します (2)地域の緑化を進めます (3)緑とのふれあいを大切にします

- (1)良好な水辺環境を保全します (2)水辺とのふれあいを大切にします

- (1)動植物の生息・生育状況の把握を進めます (2)貴重な動植物の生息・生育環境を保全します (3)生態系サービスの持続可能な利用を進めます

- (1)景観資源を活かしたまち並みづくりを推進します (2)まちの美化活動を推進します

- (1)歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

- (1)大気環境の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう大気汚染を防止します (3)交通にともなう大気汚染を防止します

- (1)水環境の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう水環境の汚濁を防止します

- (1)騒音の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます (3)暮らしにともなう快適な音環境やかおり環境づくりを進めます (4)交通にともなう騒音・振動対策を進めます

- (1)化学物質の適正使用・適正管理を進めます

- (1)生活排水対策による水質の汚濁を防止します

第2節 みちしるべの設定

本計画では、今後の計画の進行状況を把握するための指標、すなわち目標年度までに達成すべき数値目標と、目指す環境像を達成する上で維持することが望ましい環境の状態の目安となる指標、すなわち毎年度達成すべき数値目標を合わせて「みちしるべ」として定めます。

1. 「持続可能な環境配慮型社会への移行」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○公共交通による人口カバー率の維持 →2015（平成27）年度 81.3%	81.3%
○環境活動団体数 →2021（令和3）年度 17団体	20団体
●環境学習講座などの開催回数 →2019（令和元）年度 245回	300回

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“公共交通による人口カバー率”は、駅から800m圏域、バス停から300m圏域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出するものとする。なお、本市立地適正化計画に基づき設定。

“環境活動団体数”は、環境保全活動を目的とする団体として本市が把握している数とする。

“環境学習講座などの開催回数”は、市役所各部局等が実施する出前講座やイベント・行事等のうち、環境に関するものとして把握できた取組の回数とする。

2. 「脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○家庭部門のCO ₂ （二酸化炭素）排出量の削減率 →2013（平成25）年度 193千t-CO ₂	66.0%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“家庭部門のCO₂（二酸化炭素）排出量の削減率”は、本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において家庭部門の排出量として推計する方法に準拠して、2013（平成25）年度を基準年として算出するものとする。なお、本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、目標値は2030（令和12）年度までに達成するものとする。

3. 「循環型社会の実現」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○燃えるごみ（家庭系と事業系の合計）排出量の減量 →2018（平成30）年度 31,887 t/年	25,440 t/年
○リサイクル（再生利用）率の向上 →2018（平成30）年度 10.6%	15.9%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“燃えるごみ（家庭系と事業系の合計）排出量”は、本市の燃えるごみ排出量（家庭系と事業系の合計）とする。なお、本市ごみ処理基本計画に基づき、目標値は2029（令和11）年度までに達成するものとする。

【参考：2018（平成30）年度現在 市民1人あたりの家庭系燃えるごみ排出量 563.3g/人・日
2029（令和11）年度目標 市民1人あたりの家庭系燃えるごみ排出量 522.1g/人・日】

“リサイクル（再生利用）率”は、本市の総資源化量をごみ総処理量で除した値とする。
なお、本市ごみ処理基本計画に基づき、目標値は2029（令和11）年度までに達成するものとする。

4. 「自然共生社会の実現」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●市内で確認できる絶滅危惧種の種数 →2019（令和元）年度 131種	131種
○都市計画区域内の緑地面積 →2017（平成29）年度 4,294.0ha	4,294.0 ha

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“市内で確認できる絶滅危惧種の種数”は、国のレッドリストおよび福岡県のレッドデータブックに掲載されている種のうち自然環境調査結果や市民等からの情報提供により確認された種の数とする。

[参考：2019（令和元）年度の絶滅危惧種の確認種数；131種は、国のレッドリストおよび福岡県のレッドデータブックに掲載されている種のうち、植物20種、哺乳類5種、鳥類29種、両生類7種、昆虫類・クモ類19種、は虫類4種、魚介類47種の計131種が確認されている]

“都市計画区域内の緑地面積”は、市街化区域の緑地面積と市街化調整区域の緑地面積の合計面積とする。なお、本市緑の基本計画に基づき設定。

5. 「景観や文化遺産等の未来への継承」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●世界遺産価値の理解度 →2021（令和3）年度 78.8%	80.0%

備考）●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“世界遺産価値の理解度”は、まちづくり市民アンケートにおいて「世界遺産の価値」を“知っている”と回答した割合とする。

6. 「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○水洗化・生活雑排水処理率 →2019（令和元）年度 65.9%	78.4%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“水洗化・生活雑排水処理率”は、水洗化・生活雑排水処理人口を本市の人口で除した値とする。

なお、本市生活排水処理基本計画に基づき、目標値は2030（令和12）年度までに達成するものとする。

第3節 大牟田市環境基本計画と SDGs との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsは、「経済」、「社会」、「環境」の3側面から捉えることのできる17のゴールを統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

2019（令和元）年7月に、SDGsの理念に沿った取組を推進する「SDGs未来都市」に本市が選定され、SDGs実現に向けた取組に貢献することを目指しています。

本計画においては、市が直面している環境問題を統合的に解決するため、SDGsの考え方を取り入れることとします。各基本方針は相互に関連しているため、一つの取組が複数の目標の達成に貢献することになります。このため、本計画の6つの基本方針の各施策の方向性とSDGsの各ゴールに対する関連性を第4章で整理しました。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>		